

第81回小笠原諸島振興開発審議会

平成21年5月18日

【山近振興官】 定刻となりました。本日は皆様、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。委員の方全員のご出席をいただいております。定足数を満たしておりますので、第81回小笠原諸島振興開発審議会を開催いたします。

まず、資料確認をお願いいたします。お手元の資料でございますが、資料番号1番から4番、そして、参考資料といたしまして、1番から4番、8種類の資料を準備させていただいております。

人事異動に伴う幹事の変更がございますので、ご報告いたします。資料1をごらんください。役所の幹事でございますけれども、何名かかわっています。

それでは、これ以降の進行につきまして、岡本会長にお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【岡本会長】 おはようございます。

それでは、議事に先立ちまして、金子国土交通副大臣よりごあいさつをお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

【金子副大臣】 皆さん、おはようございます。副大臣の金子でございます。どうぞよろしくお申し上げます。

小笠原諸島振興開発審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。岡本会長をはじめ、委員の皆さん方におかれましては、大変お忙しい中にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、平素より小笠原諸島の振興開発につきまして、格別のご支援、ご協力を賜っております。この場をいただきまして、御礼を申し上げたいと思っております。

昭和43年6月に我が国に復帰した小笠原諸島については、特別措置法のもとで、豊かで生きがいのある地域社会の実現のための諸施策が実施されまして、相応の成果を上げてきたところでございます。

私も昨年12月に父島と母島に伺いまして、視察をさせていただきました。今日は村長、議長もおいでいただいておりますが、多くの住民の方々の生の声といいますか、ほんとうに皆さん方と触れ合う機会を持つことができました。ほんとうに貴重な経験をさせていた

だいたと思っております。さまざまな振興開発の成果を、この目と耳で確認してまいりましたが、一方で、やはり小笠原諸島は本土から遠く、隔絶した外海に位置するというところもあり、さまざまな特殊事情を抱えておまして、これら特殊事情による課題を克服するとともに、今後とも安心して暮らせる生活環境の整備を図る必要があると感じております。

また、昨年、当審議会でご指摘いただいております、小笠原諸島の振興開発においては、産業の活性化による雇用の確保、生活の安定、利便性の向上等に向けた取り組みを進めることが必要であります。このため、自立的な発展を促進していくため、今国会におきまして、小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成26年3月まで5カ年延長したところでございます。本日は法律に基づき策定される小笠原諸島振興開発基本方針案についてご審議をお願いしておりますが、この案については、本日のご審議を踏まえて、基本方針として決定してまいりたいと考えております。

小笠原諸島の今後の振興開発につきましては、国土交通省といたしましても、できる限り努力をしてまいりたいと考えておりますので、今後とも委員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私からの冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【岡本会長】 ありがとうございます。

それでは、議事を進めたいと思います。本日のこの後の議事は、次第にありますように、小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正について、小笠原諸島振興開発基本方針（案）についてでございます。副大臣のごあいさつにもありましたとおり、特別措置法が5年間延長されるなどの、一部改正がなされまして、振興開発基本方針も見直す必要があります。法律上、第3条第5号により、審議会の議を経てとなっておりますので、基本方針の案について議論いたしたいと存じます。

まず、最初に、小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正について説明してください。では、説明をお願いします。

【山近振興官】 それでは、小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、資料2をごらんいただきたいと思います。約1年前に皆様におまとめいただきました意見具申でございます。これにおいて、自立的発展と住民の生活の安定、福祉の向上のため、定住環境を進めていくためのさまざまな事項をご指摘いただきました。

そして、これに加えまして、2枚目の最後から2番目の段落になりますけれども、地域

住民の参画を一層進めた地域の主体的な取り組みを基礎としていくことが必要であるという指摘をいただいております。これを踏まえつつ、これまでの措置を5年間継続することをもとにいたしまして、必要な措置を追加するという形で法律の延長を行ってまいります。

資料3をごらんください。新旧対照表という形で、小笠原諸島振興開発法を示してございます。まず、第1条でございますが、この法律の目的でございます。帰島を希望する旧島民の帰島の促進、小笠原諸島の自立的発展、住民の生活の安定、福祉の向上に資することを目的としておりまして、延長されました法律においても、引き続き同じ目的でございます。

次に、第3条をごらんいただきたいと思っております。小笠原諸島の振興開発に当たりましては、まず5年を期間とする基本方針を国が策定いたします。これを踏まえまして、ページ数で申し上げますと、4ページになりますけれども、第4条によりまして、東京都が小笠原村に振興開発計画案の提出を求め、都としての振興開発計画を策定することになります。

今回の法改正におきましては、地域住民の参画を一層進める観点から、振興開発にかかわる関係者の連携及び協力につきまして、これは3ページの基本方針に関するところでございますが、線を付させていただきます。それから、都が策定する振興開発計画、次の4ページの第4条でございますが、その中におきましても、線を付しておりますが、記載すべき1項目として位置づけてございます。

次に、5ページに参りまして、6条でございます。ここでは国の対応について述べてございます。6条では、国が補助率をかさ上げして、地域を支援するということになっております。

以下、土地改良や農地開発に関する規定が述べられてございます。

しばらく参りまして、8ページ目でございますが、この審議会に関することが、第11条から述べられてございます。

次のページに行きまして、13条からは、国や地方公共団体の配慮に関する規定が並んでございます。

11ページ、今回、線を付させていただきます13条の7でございますが、関係者の連携、協力について適切な配慮をするという条文を追加させていただきます。

それから、15条と16条では、旧島民の方が帰島される場合の税制上の特例措置を定めてございます。旧島民の方が本邦で処分された資産で得られた所得、また、帰島により

取得された不動産への課税特例措置を引き続き講じるということをご定めてございます。

以下、さらに続きますけれども、基本的に継続ということでございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

なお、国会の審議の過程で、衆議院及び参議院から附帯決議がなされております。これを参考資料1に示させていただいております。

【岡本会長】 副大臣が公務のため、ご退席になります。どうもご苦労さまでございました。

どうぞ、続けて。

【山近振興官】 附帯決議は、衆議院と参議院でございます。衆議院の附帯決議は1枚になってございますが、小笠原諸島に関連いたしましては、1番、5番、6番の項目が関連しております。

参議院の附帯決議をその後につけさせていただいております。2枚構成でございます。小笠原諸島に関連いたしましては、1番、2番、3番、5番という関連項目がございます。

内容といたしましては、環境との調和、世界自然遺産に向けた取り組みへの配慮、島内企業の受注機会の拡大、空港整備、船舶運賃に関すること、そして、事業の評価に関することとなっております。

簡単ではございますけれども、以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

小笠原諸島振興開発特別措置法については、一部改正法が3月31日に成立し、期限が平成26年3月31日までに延長されました。また、小笠原諸島振興開発にかかる事業者、住民、特定非営利活動法人、その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項が追加されました。国会の審議では、説明にありましたとおり、衆参の国土交通委員会で附帯決議がされております。

それでは、皆様、法律の改正について、ご質問等がございますでしょうか。どうぞ、ご遠慮なく。

よろしゅうございますか。

それでは、続きまして、振興開発基本方針（案）の説明をお願いします。

【山近振興官】 それでは、引き続きまして、基本方針案につきまして説明をさせていただきます。該当する資料は、資料4でございます。法律の第3条に、この基本方針に盛り込むべき項目が列挙されております。基本方針（案）はこれに沿った構成にしてござい

ます。

意見具申を踏まえますと、今後の小笠原諸島振興開発は、自立的発展に向け、これまでの振興開発の方向を維持しつつ、現下の課題にタイムリーに対応していくということが必要になってまいります。こういう考え方のもとで、平成20年度末までの5年間の振興開発に関するこれまでの基本方針と対比させつつ、これからの新しい案について議論を進めていただくことが適当と考えております。

したがって、資料4では、旧基本方針と今回ご審議いただきます新しい基本方針(案)について、該当箇所が対比できるような形でお示しさせていただいております。新しい基本方針(案)は、先ほど説明いたしました国会での附帯決議も踏まえた内容としてございます。

まず、1ページのI、序文でございます。ここでは、小笠原諸島に対する認識と、振興開発の最も基本的な考え方を記載しております。まず、小笠原諸島を取り巻くさまざまな環境や課題を記載しております。幾つかございますが、隔絶した外海に位置すること、台風の常襲地帯であること、交通通信が不便であること、島民が帰島できなかったことなど、こういう地理的、自然的、社会的、歴史的特殊性があること、それから、高齢化が進展していること、我が国の排他的経済水域の約3割を確保していること、自然環境面で貴重な地域であることを記載してございます。

それから、中段から下のほうでございますけれども、基本方針の性格について述べてございます。1ページ目で申し上げますと、下から2番目の段落でございます。国が考える小笠原諸島振興開発の意義と方向を述べること、そして、東京都や小笠原村が振興開発計画を策定するに当たっての指針となるべき基本的事項を述べているということでございます。

次に、1ページ捲っていただきまして、IIの小笠原諸島振興開発の意義及び方向でございます。まず、小笠原諸島の特殊事情とその役割でございます。これについては、従来どおり3つの項目で整理してございます。まず、1番目といたしまして、地理的特殊事情とその役割でございます。これは皆さん、ご存じのとおりでございます。旧基本方針のとおりとして整理させていただいております。

2番目に、自然的特殊事情とその役割でございます。ここについても、皆さん、ご存じのとおりでございます。基本的に変更すべき事項はないと考えておりますが、世界自然遺産への取り組みに関連いたしまして、今、登録に向けての取り組んでいるという状況に

ございますので、この点に関連いたしまして、世界自然遺産への登録を目指しと書き加えてございます。

それから次、3番目、歴史的・社会的特殊事情とその役割についてでございますが、これについても、旧基本方針のとおりでございます。

次、振興開発の意義についてでございます。これについては、先ほど申し上げたような小笠原諸島の役割に対応するものであります。旧基本方針と基本的に同様でございます。主なものについて述べますと、国の安全の確保や排他的経済水域の保全に大きく貢献するものであること、それから、周辺海域の公海と漁業従事者の安全に資するもので、小笠原諸島の国家的役割を支えるもの、貴重な自然環境の保全を図ること、独特の文化や戦跡などの重要な財産を維持すること等でございます。

それから、3番目が振興開発施策の方向というところでございます。ここでは施策や事業の基本的な方向について記載してございます。先ほど触れた意見具申の中でございますが、資料2にもう一度戻っていただければと思いますが、この意見具申の2枚目の最後の段落になります。諸施策の目的の明確化とフォローのための仕組みを設けることを検討すべきというご指摘をいただいております。

これを踏まえまして、また資料4に戻っていただきたいわけですが、資料4の3ページ3の振興開発施策の方向というところですが、なお書きのところでございますが、振興開発計画において施策や事業の効果を評価するための目標を設定することとし、あわせて具体的、かつ総合的な評価を行うという旨を記載してございます。

それから、基本的方向については4つの項目で整理させていただいております。まず、1番目といたしましては、自然と共生した定住環境の整備でございまして、定住環境の整備が重要な課題ということで、1番目になっております。

次に、2番目といたしまして、地域資源の積極的、持続的活用を基本的方向として設定しております。前回の振興開発では、不利性を有利性のあるものへ再評価するという方針を示してきたわけでございますが、この発想の転換を行った結果といたしまして、地域の資源、独特の文化や海洋の資源、こういうものを積極的かつ持続的に活用していくことが重要であるということをお示しさせていただいております。

3番目といたしましては、地元の発意と創意工夫の活用ということでございます。地元主体の取り組みをさらに進めていくことが必要であるということで、基本的方向の1つとして設定しております。住民、産業、商業団体、NPO等の連携、協力と創意工夫するこ

とや、このための人材育成を図ることを指摘してございます。

次のページに行ってくださいまして、4番目といたしまして、ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進を述べております。これまでの振興開発により、インフラは相当程度整備されてきております。今後については、ハード面とソフト面を一層総合的に考慮した施策の展開が必要でございます。また、これまで整備されたインフラの一層の効果を上げるべく、ハード、ソフト両面からの取り組みを進めるとしております。

なお、旧基本方針の4番でございますが、交流人口の拡大と人材育成という項目を掲げておりましたが、そこでの内容についてでございますが、地域資源の積極的・持続的活用を行うことで、交流人口の拡大を目指すという趣旨については、今回の案ではその部分は2番目に、そして、人材育成に関することは3番目に統合するという形で整理させていただいております。また、5番目の自然と共生した定住条件の整備については、新しい案のほうでは、1番目の項目として整理させていただいております。

さて、次に、小笠原諸島振興開発を図るための基本的な事項でございます。まず、1番目でございますが、土地の利用に関する基本的な事項です。ここでは将来の土地利用拡大の可能性を踏まえまして、地籍調査を進めるという部分を追加してございます。

次に、2番目といたしまして、道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する基本的な事項でございます。(1)としまして、交通施設の整備を掲げているわけでございますが、航空路の開設に関する経緯と現状につきましては、参考資料3に示しております。ちょっとごらんいただきたいと思います。これは東京都で作成いただいた資料でございます。下のほうに、最近の取り組みというのがございますが、現在小笠原航空路協議会や航空路PI評価委員会で議論が進められております。公開の場で慎重に検討が行われていると伺ってございます。

資料2の本文に戻っていただきまして、4ページが一番下のところです。高速交通アクセス手段の確保が喫緊の課題であるということをお述べつつ、航空路については、現在パブリックインボルブメントが実施されていることを踏まえまして、広く意見を求めることを文章の中に追加いたしまして、関係者の円滑な合意形成を図ることとしてございます。

それから、2番目でございますが、通信施設の整備でございます。行ったり来たりで申しわけございませんが、参考資料2をごらんください。平成21年度小笠原諸島振興開発予算という資料でございます。上段には国土交通省の予算、そして、その下に総務省の予算を掲げてございます。総務省のほうでは、離島のブロードバンド整備推進のための費用

が示されてございます。現在国会で審議中の平成21年度補正予算案には、東京都が事業主体となり、小笠原までの海底に光ケーブルを整備し、小笠原の公共機関などを超高速で接続する地域公共ネットワーク整備事業、地域イントラネット基盤施設整備事業と呼んでいるわけですが、これを進めるための予算が盛り込まれてございます。

この事業のイメージ図は資料4にございます。真ん中のところにイメージ図というのがございまして、公的機関をネットワークで結ぶというイメージが載ってございます。今こういう補正予算が国会で審議中でございます。

それで本文に戻っていただきまして、このネットワークは公共機関の間のネットワークのみならず、地上デジタルテレビ放送などへの利活用が考えられます。したがって、関係者間で対応を検討する必要があるとしてございます。

次に、3番目でございますが、地域の特性に即した農林水産業、商工業などの産業の振興開発に関する基本的な事項です。この項目の中の前段で、1段落目で、さらなる地域特産品の開発や流通の促進を図ることを追加しております。

また、物資輸送に関しては、必要物資について、今東京都の補助制度が運用されておりますが、船舶運賃等の軽減について、引き続き必要な措置を講じるよう努めることを追加させていただいております。これは、参議院における附帯決議を踏まえたものでございます。

それから、4番目でございますが、住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備、その他市街地、または集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する基本的な事項です。現在父島におきまして、医療福祉の複合施設の整備が進んでおります。来年度から運用を開始する予定ということでございますので、この施設を活用していくことを追加させていただいております。

次の5番目が、自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項でございます。世界自然遺産についてでございますが、登録に向けた取り組みが行われているところでございますので、これに合わせた表現に変更してございます。また、東京都が景観計画を策定し、それに基づいた取り組みが行われていることから、東京都が策定した景観計画を踏まえるということを追加させていただいております。

次のページ、6ページになりますけれども、6番目の防災及び国土保全にかかる施設の整備に関する基本的な事項でございます。東南海・南海地震による大規模津波などへの対策を講じることを追加しております。意見具申を踏まえたものでございます。

それから、7番目といたしまして、教育文化の振興に関する基本的な事項です。これについては、引き続き教育施設の整備、充実を図ること、特有の文化について地域全体での伝承に努めること、海洋資源等の研究教育の拠点としての活用について検討することとしてございます。

8番目は、観光の開発に関する基本的な事項です。観光は非常に重要な産業でございます。これまでと同様の取り組みが必要であるということで、内容的には、旧基本方針を踏襲してございます。世界自然遺産に向けた取り組みについては、現状を踏まえまして変更してございます。また、東京都や村の観光客誘致の動きを踏まえまして、修学旅行、教育旅行ということで変更させていただいております。

9番目、国内及び国外の地域との交流促進に関する基本的な事項でございます。ここににつきましては、旧基本方針と同様でございます。地球的、国家的役割や、地域資源のPR、地球的役割を生かした交流に向けての検討、教育旅行や体験学習の場としてのPRを進めるとしてございます。

10番目でございますが、小笠原諸島の振興に寄与する人材の育成に関する基本的な事項でございます。ここは、旧基本方針と同じ記載でございます。

11番目でございますが、ここは今回新たな項目として追加したところでございます。7ページでございます。小笠原諸島振興開発にかかる事業者、住民、特定非営利活動促進法云々と、いわゆるNPO等との連携と協力の確保に関する基本的な事項でございます。今後の振興開発では、多くの方の参加を得て行うことが必要だと考えておまして、多くの関係者の連携や協力が必要であり、このような環境整備を行うことと記載させていただいております。

その次、12番が帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項でございます。これは旧基本方針と同様の表現で、引き続き対策を講じるということで記載させていただいております。

少し長くなりましたが、以上でございます。

【岡本会長】 ありがとうございます。

これからの時間は、基本方針について皆さんのご意見を伺いたいと思います。どうぞ、どなたからでも、いかがでございますか。どうぞ。

【園田委員】 園田です。おはようございます。地域イントラネットの基盤施設整備事業のことですが、その目的が、地域の住民の利便性向上、自治体の電子化ということにな

っていますが、私は今ある会社の経営も兼務していますが、そこは製造メーカーなんですけれども、システムを導入した途端に、経費が10%削減できたり、従業員の数も10%減らしたり、相当威力を発揮しております。そこで、小笠原村は、1つの固定した地域ですから、国も多めに力を入れていただいて、モデルケースとして、経費の削減という観点から、もっと大々的に取り上げるというようなことが必要ではないかと思って、今聞いてみました。

これからの自治体経営というのは、多分システムを大いに導入していくことによって、都道府県と国と繋がり行政の経費削減へ進んで行くと思います。この辺のことをどこまで考えておられるのかということをお聞きしたいと思っています。

【岡本会長】 その辺はどなたに聞けばよろしいでしょうか。では、松山さん、どうぞ。

【松山部長】 東京都でございます。今ご指摘がございましたとおり、今回、国の補正予算の動きがありまして、東京都のほうで光ケーブルを敷設するという急速な動きがございました。この光ファイバーケーブルの敷設につきましては、今ご指摘のありましたように、行政の効率化もさることながら、地デジ対策、あるいは医療、教育、非常にさまざまな面で波及効果が期待されるものでございます。今回急に浮上した話でございますが、東京都といたしましては、今ご指摘のありましたような、どのような活用方策があるかということにつきまして、今年度検討を進めまして、より有効な活用方策を模索していきたいと考えております。今年度調査経費も予算計上されておりますので、その中で検討を進めてまいりたいと考えております。

【岡本会長】 ありがとうございます。

光ケーブルの敷設というのは、航空路と並んで、並んでというとはかにはないというわけではございませんが、よく話題になりました悲願でございましたので、これが実現する可能性が高くなったということは、長く小笠原の振興開発にかかわった者として、非常にうれしく思っております。今ご指摘がございましたように、今後さまざまな可能性を吟味して、前回の委員会で、海津委員から、もうとにかく今は光ケーブルさえあれば、何も東京なんかで仕事をするのではないというお話がございました。小笠原でもオンライン、リアルタイムでいろいろな仕事ができる可能性が出てくるというようなことで、大変楽しいことでございます。

どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございますか。川嶋委員、いかがですか。

【川嶋委員】 毎回申し上げていて、恐縮ではございますが、今回この基本方針の中に、我が国の排他的経済水域の約3割を確保してということで、前線といいますか、最先端のところでの役割というようなことをお書きいただいているので、中身について申し上げることはないんですけれども、やっぱり本土から前線、いわゆる沖ノ鳥島とか、そういったところまで管理するのは非常に難しいわけですので、ぜひ小笠原の位置づけを、国土を守るという前線基地としての役割を担っていただくような施策を国も都もお考えいただきたいと思います。そうなれば、前線基地に人がたくさんお行きになることになり、それが小笠原の活性化にもつながるんだらうと思いますので、ぜひ位置づけを明確にして、施策面で充実を図っていただくことが非常にありがたいことだと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

さっき委員長からお話がありましたイントラネットのほうについては、補正等で67億円という非常に大きな予算がついて、私も大変うれしく思います。ほんとうに懸案の事項がこれである程度大きく前進すると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

あと最後に、ちょっと気がついたんですけれども、地籍調査を進めるという文言が1つ入りましたので、その点で、鈴木会長代理、どうぞ。

【鈴木会長代理】 これまで申し上げてきましたが、これからの振興開発を考えていく場合に、土地利用の調整というのは、非常に重要になってくるといいますから、その面では、地籍調査はそのベースになります。全国的にはもう終わっているところもあるわけですので、進める必要があるのではないかと思います。

それに関連して、基本方針あるいは、それをうけての基本計画の策定にあたって、土地利用の関係で3点ほど申し上げたいと思います。1つは良好な土地利用を誘導するための計画です。これまでも土地利用計画図は盛り込んでおりますけれども、それをさらに詳細化するとかの検討が1つあろうかと思います。

もう1つは、今まで小笠原の関係者の方にお伺いしていると、権利関係が大変複雑になってきて、それが隘路になっている。相続が発生して、権利者がわからなくなるとかということから始まりまして、今の特別措置法にも、特則として、交換分合とか、特別賃借権とかという制度が規定されていますが、あまり活用されていないのではないかと思いますので、そういう関係のところを、少し専門家が集まって、そろそろ議論をして、使われ

ていないのなら、使われるような仕組みを、これは国による手当てが必要だろうと思いますが検討をしたらどうでしょうか。

3点目は、土地利用の関係の調整の仕組みの検討です。前に地元の住民の方からもいろいろ提案がありましたけれども、第三セクター的というか、公共的な活動をしているところが調整するとか、土地利用がうまくいくような何らかのあっせん、調整のような仕組みを考えるということが必要ではないでしょうか。今後光ファイバーがどういうふうに整備されるか、どういうタイミングで整備されるかわかりませんが、いずれにしろかなり大きなインパクトを与えてくると思いますし、これから開発整備も進んでいくと思いますので、早目早目にその辺の議論をしていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

【岡本会長】 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。海津委員、どうぞ。

【海津委員】 ありがとうございます。

自然環境の保全ですとか、観光についてはこれまでの議論を踏まえて、いろいろと書いていただいているので、基本方針の文言を直接どうこうということではないんですけども、小笠原の中で環境保全に対して、観光で訪れる方にももっと協力してもらおうということで、一部で環境協力金のような議論が進んでいたのではないかと思います。

その辺で今現在、島の中でどんな話が進んでいるのか、教えて頂けますか。

【岡本会長】 村長、どうぞ。

【森下委員】 今の海津先生のご質問でいいますと、現在、具体的なところができ上がっているわけではないんですが、世界自然遺産の推進の中で、当然のことながら、いろいろな有識者の方のアドバイスを受けながら管理計画を立てているわけですが、どこがそれをやるかということが大変重要になってくることだと思っております。科学委員会等のご意見も踏まえながら、村だけではなくて、東京都や国、また、民間の英知もという形を現在検討しているというところでございます。いろいろな方々からさまざまなアドバイスをいただいておりますのと同時に、先進地の動向というものも、私どもなりに勉強させていただいておりますので、何とかいいものをつくっていきたいと考えているところです。

【岡本会長】 ありがとうございました。

今回の基本方針で新たに書き加えられたところが、最後のところに出てまいりますけれども、これは園田委員が前回おっしゃったんでしょうか。最後の行は、振興開発を担う多

様な関係者が連携及び協力できるような環境整備等を行うと記してございますが、観光振興というのは、地域全体が1つの経営体といいたいまいしょうか、コミュニティービジネスでございまして、ステークホルダーが、利害関係者がたくさんおられまして、その間の合意形成を図りながら、目標の達成に向けてどう気持ちを合わせるかというところが非常に重要でございます。先ほど海津委員からご発言がございました、島を訪れる客人も含めて巻き込んで、新たな展開を目指していただければと期待いたしております。そういう意味で、連携及び協力できるような環境整備というのは非常に重要でございます、そこがうまくいけば、小笠原諸島が持っている本来の魅力が十全に光輝いてくる基盤ができるということだろうと思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

そのほか、いかがでございますか。楓委員、どうぞ。

【楓委員】 昨年お伺いした折には、大変お世話になりました。ありがとうございました。

観光に関しては、文言の中で十分織り込んでいただいていると思います。文化振興に関してもです。ただ、伺ったときにちょっと気になったことがございました。今回初めて母島に伺いまして、戦前の皆さん方の暮らしの様子などの様な資料を見せていただきました。そのときに、戦前お住まいで、疎開されて、帰島された方たちは随分お年を召していられちゃっていると思いますけれども、いろいろな方からの聞き書きも含めて、歴史的な資料、そういったもののアーカイブにかなり早急に手をつけていかなければいけないのではないかという気がいたしました。特に歴史的な資料というのは、大きな観光の資源でもありますので、そのあたりもご検討いただけたらと思っております。資料関係に関しては、人材育成のところにもつながってくると思います。それらのアーカイブを整備されるような人材の育成も必要になるのではないかと思っております。

以上でございます。

【岡本会長】 私もお邪魔しますと、その辺の整備が進んで、外部からの客人に対して、島の魅力をうまく伝えてくださっていると印象を持っておりましたが、楓委員のようなプロから見ると、まだまだ足りないということで、村長、頑張ってくださいと思います。

【森下委員】 今の楓委員のご質問にお答えさせていただきますと、実は去年は返還40周年ということで、住民から提案型で各種事業をさせていただきました。その中の1つに、母島では、母島未来図ということで、過去を振り返って、母島の未来を描こうという、

民間、観光協会を主体にしたものだったんですが、そういうものがございました。その際、佐々木議長も母島でございすが、議長たちのように、返還直後から苦労をされた方々のお話、それから、戦前のお話も含めて、現存している写真等の資料等を、今の母島の住民、またはもちろん父島からも参加、私もしたわけですが、そういう方たちに語り継いでいこう、残していこうと、実は昨年、まさに今、楓委員がおっしゃったようなことが具体的に動きまして、これなんかも大変貴重な資料になっていくんだろうと思います。母島のほうではローズ記念館という資料館がございすので、その辺で有効活用ができればとは思っています。

議長、何かありますか。

【佐々木委員】 後で。

【森下委員】 はい。

【岡本会長】 今日は東京都の方もお見えでございすが、最近では首都大学東京が、観光分野に対しても随分関心を持っていただいております、私なんかは大変うれしく思っておりますが、小笠原には首都大学東京の出先機関といひましようか、研究所もあるわけがございまして、そういうところで、先ほどからご指摘のような文脈の中でも、大いに一役買っていただければありがたいなと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

ほかにございせんでしょうか。どうですか。どうぞ。

【工藤委員】 今のアーカイブに関してなんです、私はイタリアの研究をしておりますので、イタリアにも島部というか、島嶼部がかなりあるんです。そのうちの1つのサルディニア島というところが、前の政権のときに、インターネットを使って、電子化した、デジタル化したいろいろな資料を1つの電子図書館みたいな形で、例えば、島に伝わる歌だとか、島に伝わる民芸的なものとかの資料を整理した形で提供しているんです。残念ながら、今イタリア語だけなんです、そこのデジタル図書館にアクセスすると、島に伝わっている独特の方言の収集だとか、そういうデータが全部とれるようになっています。

そういうのというのは、先ほどインターネットの話も前半に出ましたけれども、情報通信が発達することによって、ほかの人たちもそういった貴重な資料を、行かなくても収集できるということで、研究も進みますし、観光的にもそういった関心を持つ人が増えるのはとてもいいことだと思ひんです。

先ほど一番最初に、園田委員のほうから、電子化の話が出ましたが、多分島嶼部だと、メーカーのように大幅なコスト削減とか、そういうことにはなかなか結びつかないで、む

しろメンテナンスの費用にお金がかかったりするんですが、せつかくそれだけのインフラができますので、単に情報通信というだけでなく、そういった文化面とか、観光面で利用できるようなコンテンツ開発をきちんとして、それを必ずメンテナンスすることが相当バーチャルな意味での関心を引きますし、そういったことから観光や文化面の交流が増えるということもあると思いますので、その辺、ぜひ今後ご検討いただきたいと思います。それが1点目です。

基本方針に関してなんですが、2点ありまして、私が毎回非常にこだわっているのは、飛行場なんです。今回、序文の(2)のところ、前はT S Lがだめになって云々というのがかなり具体的に書き込まれていたんですが、今回は全体的なトーンがちょっと抽象的になったかなというのが、ちょっと懸念するところでありまして、航空路と明確に書くかどうかは別として、やはり交通網の確保はどうしても避けて通れない問題だと思うので、できれば、序文の(2)に当たる部分、そのあたりで何か一言あったほうがいいのかなという気が、改めて全部読み直して、若干思いました。

もう1つは、振興開発施策の方向の3番の(1)というところで、これは先ほど海津委員からもありましたが、自然環境の関係なんですけれども、前回は、野生動物の話とか、やはりこれもかなり具体的な書き込みがあったんですが、今回この辺はわりとさらとなったのかなという気がしています。ここは逆に、例えば、アホウドリの定着だとか、すごく成果があった時期だと思うんです。ですから、もしかすると、ある意味、5年前の認識よりは危機感が薄れているのかもしれないんですが、逆にそれだけ成果があったので、それを踏まえてもっと頑張りましょうというような、そういうのが、具体的があってもいいのかなとちょっと気になりました。

地籍調査とか、そのあたりはすごく具体性が増えた一方で、多分ある程度進行していて、かつてよりも危機感が薄らいだところの、全体に具体性がトーンダウンしたのかなと。それが別に悪くなったという意味ではございませんが、抽象化してしまったことで、ちょっとぼやけている点もあって、おそらく委員会はこうやってずっと経年的にも、それから、前の計画、その前の計画といった形で、我々は追っているのだからわかるんですが、これだけを見ると、何か問題が解決してしまったのかなという、逆にそういう気にもさせられる部分があるかと思しますので、交通網については、何か一言あるといいかなというのが、改めて読み直してみても感想です。

以上です。

【岡本会長】 よくわかりました。もう1度検討させていただいて、ご指摘の部分で改善すべきところがあれば、改善させていただくようにしたいと思います。

東京都のほうで航空路について何か……、まあ、後でございますか。今ご発言いただかなくてもいいですね。後でございますね。

ほかにいかがでございますか。

【今村委員】 よろしゅうございますか。

【岡本会長】 どうぞ。

【今村委員】 私は海洋基本法につきまして、小笠原の振興に大分大きくかかわるので、大きな期待を寄せていたんですけれども、意見具申の中の一番最初のページの下段に、海洋振興法と小笠原のかかわり方について述べておられるんですが、基本方針の中で、海洋法に触れている部分というのは、序文の1ページの最後のところ、これだけなんです。しかも、離島振興のための定住環境整備等の趣旨を踏まえるという、ちょっと受け身に見えるような書き方になっているのが、非常に残念なんです。

先ほど川嶋委員からもご指摘があったように、小笠原諸島の持っている国土、国民に対する役割の重要性にかんがみて、海洋法及び海洋基本計画、それから、実施計画のようなものは小笠原に任せると、小笠原が引っ張っていくんだというような気概をどこかで示してほしいと思っております。東京都が振興開発計画をつくるそうですが、できればそうした中で気概を示してほしいなという気がいたします。後ほど、できれば、海洋基本法、基本計画の実施計画に向けての進捗状況のようなものがわかれば、教えていただきたい、これが1点。

それから、5ページ目の自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項という中に含まれるんでしょうけれども、私は前々から小笠原諸島におけるエネルギー自給率の向上ということに非常に興味を持っておりまして、環境負荷を低減させる循環型社会の形成例として、廃棄物の排出抑制とか、リサイクル等の適正という項目しかないんですが、これも東京都のつくる計画の中に入ってしまうのかわかりませんが、できれば、エネルギー自給率の向上を目指した、あるいはモデル地域として整備していくような研究とか、調査、あるいはモデル事業というようなものが組み入れられる方向が示されればうれしいなと思っております。

それからもう1点、前にも申し上げたんですが、基本方針だからしょうがないんですけども、父島と母島の地域特性を踏まえた基本方針というのはなかなか見えてこない。

これも開発基本計画の中で示されるとは思うんですけども、そうした中でも、父島、母島の特性を踏まえ、それぞれの計画をきめ細かく策定するような努力をぜひしていただきたい、これは要望でございます。

以上です。

【岡本会長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご発言に対して、振興官、何かございますか。

【山近振興官】 それでは、海洋基本法に関することでございます。先ほども川嶋委員からご指摘いただきましたけれども、海洋基本計画は、非常に広い領域をカバーする計画でございます、まさにEEZに対してこれを確保する、その確保する1つの拠点として、離島振興を進めていくという方向を打ち出しているわけです。したがって、そこをどこまで具体化するかという議論はあろうかと思っておりますけれども、1ページ目の一番下の下りにおきまして、海洋基本計画の離島の位置づけというものをきちんと踏まえるということで書かせていただいております。

それから、海洋基本計画は、ここに書いてございますように、閣議決定されているわけでございます、これに基づいて今いろいろと議論が進んでいると思っておりますが、具体的な事業計画とかについては、いつの段階で出てくるのか、まだはっきりとはしていないと思っております。

それから、エネルギーの自給に向けてのモデル地域というのがございますけれども、これについては、去年の私どもの調査なんかでも、例えば、太陽光パネルを使ったりして、島の移動手段をどうできるかというような検討はしてまいっております。島の方々と議論をしている中では、島の方々には、移動手段を生活の糧とされている方々とか、いろいろいらっしゃいますので、こういう方々とほんとうに十分調整をした上で進めていく必要があるというのが1つ。

また一方で、東京都においては、浄水場の動力源として太陽光パネルなんかを使っている方もございます。また、今回補正予算なんかでも、それをリニューアルしていくというような話もございます。ですから、公的な部分でのエネルギーに関する取り組み、それから、民間でのエネルギーの自給に向けての取り組み、こういうものを両方の面で合わせて、少し島のレベルで議論していただいて、今後の計画に結びつけていくということが必要かなと思っております。

【岡本会長】 どうもありがとうございました。

それでは、佐々木委員、何かございますか。

【佐々木委員】 それでは、一言お願いしたいんですけれども、要望事項ということなんです。先ほど来、川嶋先生からも、今村先生からもいろいろ海洋基本法について触れられているんですけれども、私も漁業をやっている以上、常に海に触れているんですけれども、この中で海上保安庁の施設ということが書かれているんですけれども、船は実際、小さいボートが1つしかないわけです。入れば、ほんとうにクルーザーの小さいの。

この前、ロシアの船が入ったときも、ロシアの船と一緒に父島、母島のほうにも来たんですけれども、なぎでなければ入れない、走れない状況なんです。これほど海洋基本が騒がれて、小笠原が3分の1の海域を有するとか、南は硫黄島からマーカスまでという話が出ていの中で、それを守っていく姿勢が全然出ていないわけです。特に、今、台湾船なんかも、昔のサンゴ漁業から、今度ほかのマグロ漁業にかわって、船が大型化しているわけです。今も大陸棚の調査船が資源を探してずっと走っているわけです。

そういう中で、今後どういう形で小笠原の海域を守っていくかというのは、ただ海上保安庁の施設があるというだけでもって、守るすべがないわけです。それから、父島においても、やはり興洋という小さな調査船があるわけです。北は、大体父島漁協を中心に、興洋と父島漁協の漁船に保安所は託して、取り締まりとか、そういう情報を得るわけです。南のほうは、母島漁協を中心にお願いにくるわけです。つい2年ぐらい前も、正月早々、鹿児島島の船が南10キロぐらいのところで沈没したんですけれども、それも、海上保安庁としては、やはり何のすべもないわけです。ですから、母島の東港は昔、長門が入ったという立派な港ですけれども、ある中で、今、岸壁も大分整備されて、9割方でき上がっているんですけれども、ぜひそういうところを活用していただいて、やはり海上保安庁の拠点というものをぜひつくっていただきたいと思うんです。それでなければ、幾ら海洋法がどうだ、小笠原の位置づけはどうだといっても、何ら先が見えてこないわけです。ですから、国土交通省は、ぜひ海上保安庁の、先ほど川嶋先生が言われましたけれども、小笠原の位置づけの中で、ぜひそういう役割を持つ位置づけをしっかりともらって、これから起こり得る、救難の問題とか、自衛隊ではできないいろいろな問題があるわけです。そういう問題に対処すべく、船の配船というんですか、そういう拠点をぜひ、ボートではなくて、しっかりした船を、ある程度設備してもらわないと、幾らこういうことを言っても、守るすべがまるっきらないわけです。要望方々、今回ぜひそれをお願いしたいということで、岡本会長に一言お願いしたいと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

【岡本会長】 わかりました。いろいろご意見が出まして、もう少し具体的に書き込んだらどうだというご指摘もいただいているわけですが、基本方針ということでございますので、全体のバランスの中でどの程度具体的に掘り下げることができるかというのは、改めて検討させていただくということでお任せいただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。あと和泉さん、何かございますか。

【和泉委員】 大したことではないんですけども、教育旅行とか、体験学習のことについてすごく気になりましたので、一言申し上げたいと思ったんです。北極の場合は、ロシアがありまして、ノルウェー、フィンランド、アイスランド、それから、グリーンランドはデンマークで、自治領ですね。その隣がカナダ北極、そして、最後にユナイテッドのアラスカがありまして、実は教育旅行というんですか、これが一番多いのがカナダの北極なんです。

なぜかといいますと、国内航空線が大変に充実してまして、たくさん便はないんですけども、子供たちが北極まで飛行機で行けるんです。ですから、アメリカ人も、イタリア人も、各国のいろいろな冒険家の方たちが、子供たちを募ったり、大きな洗剤会社なんか、世界の子供たちを募って、教育学習というのを北極で大いにやっているんです。その中で、カナダが選ばれたというのは、やはり交通の便が大変安定していて、そこまでちゃんと安全に行けるからなんです。

私も実は、もう16年たちますか、熊本の女子高生10名をカナダ北極のベースキャンプ地に招待したことがあるんです。それは1度やってみたかったことなので、やってみたのですが、別にその子供たちは、その後立派になったわけではありません。ごく普通に就職して、結婚をして、女子高だったものですから、今みんな子供が2人、3人とごろごろするような、そういうごく普通の女の子たちなんです。社会人になって一番うれしかったのは、みんな大自然の中で体験したことが、社会に出て非常に生き生きしたんです。だから、とっても元気なお嬢さんたちが社会に巣立って行って、元気な家庭をつくって、元気な子供たちをつくって、また、将来はぜひ子供たちと一緒に北極に行くんだなんて言っているんです。どうもそれが小笠原の子供たちの旅行、これにつながっているような気がして、暑い寒いの違いはあるんですけども、たしかに子供というのは、世界中都会の子供はみんな同じなんです。携帯電話に縛られ、パソコンに縛られて、自然があんまりわからないんです。でも、こういう学習で、小笠原に行けば、見たことがない自然ですから、大自然ですから、もう経験したことがない大自然ですから、心も脳もとてもよくなるのでは

ないか、そんな気がして、この項目は大変気に入りまして、ぜひ日本の学校に限らず、世界中の子供たちが修学旅行でも何でも、学習でも、来るような、そんなことができたらいいなと、これを読んでふっと思いました。

以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

最近は、和泉さんがおっしゃったような感激を味わう学生、生徒も増えておりますか。修学旅行なんかはどうですか。

【森下委員】 今ご指摘いただいたところは、私どもも教育旅行を一生懸命になっているところの大きな要因でございます。それで今回、今のことでご報告をさせていただきますと、この平成21年度4月から、かねてより東京都の都立の高校についても、今までは小笠原が修学旅行の範疇に入っておりませんで、何とかそれを範疇に入れていただきたいという要望をしてきたわけですが、この4月から小笠原もその範疇に入れていただきました。したがって、都立高校につきましても、小笠原を修学旅行のターゲットにさせていただけるということで、私どもとしましては、運航会社も含めて、観光協会、地元等、これから積極的にアプローチをしていきたいと考えているところでございます。今までは、私立ですとか、そういうところは何校か来ておまして、自然が大変すばらしいのと、素朴でございますので、ほんとうに都会の子供たちにはぜひ小笠原を知っていただきたいと思っているところでございます。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。

ほかにかがでございませうか。よろしゅうございませうか。どうぞ。

【海津委員】 今回の同じ8のところになるんですけども、修学旅行もそうですし、高齢者の長期滞在ということも考えますと、今ここには観光コース、体験活動ということで、ソフトのことをたくさん書いていただいておりますが、快適な滞在ができるような環境整備ということも必要なのではないかと考えるんです。もし、そういった文言が必要であれば、基本方針にも書き加えたらどうかと思います。いかがでしょうか。

【岡本会長】 わかりました。同じ国土交通省の観光庁では、いまやもう滞在型観光というのが大変な課題でございますので、その辺も検討させていただくことにしましょう。

あとはいかがでございませうか。大体よろしゅうございませうか。

それでは、残りの時間も限られてきましたので、これまでのご意見をまとめたいと思います。基本的には、配付されている基本方針（案）で示された方向で、審議会としては差

し支えないと考えますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」という声あり)

【岡本会長】 さまざまなご指摘を賜りましたので、もう1度読み直しまして、事務局とご一緒に、全体の基本方針としてのバランスといたしましょうか、整合性をチェックしながら、私の責任で最終的な案にさせていただきたいと思います。そういう意味で、具体案づくりを私にご一任いただけますでしょうか、細かなところを。

(「異議なし」の声あり)

【岡本会長】 基本的にこの会でご指摘をいただいておりますと、今回の基本方針で盛り込まれた事柄も、前回、前々回の委員会で、委員のご指摘を賜ったことが反映されているわけでございますので、今回必ずしも基本方針に極めて具体的に盛り込まれなくても、このことは記録として残って、向こう5年間この法律が続くわけでございますので、いずれまたそういう方向でご指摘いただいたアイデアが実現することになるだろうと思っております。

ありがとうございました。

それでは、地元の山口東京都副知事、森下委員よりご発言のお申し出がございましたので、ご発言をお願いします。山口副知事からどうぞ。

【山口副知事】 一言ごあいさつをさせていただきたいと思います。東京都副知事の山口でございます。委員の皆様方、国土交通省をはじめとする関係省庁の皆様方におかれましては、小笠原諸島の振興開発特別措置法の改正、延長につきまして、多大なるご尽力を賜りまして、まことにありがとうございます。

昨年、当審議会では3回にわたり熱心なご審議をいただき、小笠原諸島の振興開発のため、さまざまな観点から意見具申をまとめていただきました。おかげさまで、特別措置法の改正、延長については、国会審議において、全会一致で可決成立し、本年4月から施行しております。

このたびの法改正におきましては、先ほどお話がありましたけれども、振興開発にかかる基本方針や計画の項目として、地域住民などの関係者間における連携及び協力の確保という項目が加わりました。小笠原諸島の自立的発展に向けまして、地域の主体的な取り組みがこれまで以上に重要であると受けとめております。都といたしましても、基本方針の趣旨に照らしまして、小笠原村の意見の反映に努めながら、速やかに計画の策定に取り組んでまいり所存でございます。

今後とも、委員の皆様方並びに国土交通省をはじめとする関係省庁の皆様方に、一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、本日のごあいさつとさせていただきます。ほんとうにありがとうございました。

【岡本会長】 ありがとうございました。

それでは、森下委員、どうぞ。

【森下委員】 発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。委員の皆様方をはじめ、国土交通省並びに東京都の皆様におかれましては、小笠原諸島の振興開発について、日ごろより格別のご支援、ご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

小笠原諸島振興開発特別措置法の改正、延長につきましても、小笠原村にとって大変重要課題でございましたが、おかげさまをもちまして、国会の議決をいただき、村民を代表しまして、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

また、金子副大臣をはじめ、楓委員と青野委員におかれましては、お忙しいところ、昨年12月には小笠原諸島にご来島いただきまして、大変ご熱心に視察をいただきました。このことに関しましても、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

本日の審議会におかれましては、小笠原諸島開発基本方針をご審議いただきましたが、私どもといたしましても、この基本方針に基づき、小笠原村の自立発展に向け、創意工夫をこらし、地域住民の積極的な参加のもと、地元が主体となった地域づくりを進めてまいり所存でございます。

また、このたび特別措置法が延長された際に、衆参両院で附帯決議がつき、空港整備等、本土との高速交通手段の確保に努めることといった内容が盛り込まれましたが、村といたしましても、国や東京都と調整を図りながら、1日も早く航空路が開設されますよう、全力で邁進してまいり所存でございます。

一方では、情報通信基盤整備が国のデジタルデバйд解消戦略のもと、多くの方々のご支援をいただき、国の新たな経済対策の中に、本土と小笠原を結ぶ海底光ケーブルの敷設を取り上げていただいたところでございます。

先ほど岡本会長からのご発言もありましたが、私どもは今回の法律延長の際、高速交通アクセスの改善並びに情報アクセスの改善の2つを最重要課題として取り上げてきたところでございます。その1つの海底光ケーブル、情報アクセスの改善は、村議会をはじめ、私ども、国会の先生、また、国や東京都等に陳情、要望活動をしてきたわけでございますが、ここにきてほんとうに急転直下、そのことが実ったと。今回の国の補正予算の中で、

先ほどご報告がありましたように67億円、また、15日金曜日には、それを受けまして、東京都知事が記者会見の中で、6月の補正予算で33億円ということで、ほんとうに確実に事業を執行いただく段階になりました。

本日ご議論いただいたいろいろな中で、特に園田委員からのご指摘でございましたが、私どもとしてはもちろん、このことは各方面に役立っていくと思っておりますが、その中で、特に南海・東南海地震に対する防災対策が今までの議論の中にごございました。しかしながら、過去、昭和35年にチリ地震がありまして、私どもは第1波を受けております。その後、東北地方などに大変な災害が出たわけでごございまして、この海底ケーブル、光の敷設によって、逆にそういう情報等を内地にリアルタイムで発信できるということでは、まさに最前線基地としての役割を担う上でも重要なことではないかと考えているところでございます。大きく動き出した光ケーブルのことが、順調に推移していくことを心から願っているところでございます。

また、世界自然遺産への登録につきましては、小笠原諸島の貴重な自然環境を守るべく、これまで関係機関が一体となり、外来種対策などを積極的に進めているところでございます。平成23年7月の登録実現を目指しておりまして、これを機に、観光振興等による地域経済の活性化を図る絶好のチャンスと考えております。

このような中、地元といたしましては、なお解決すべき多くの課題を抱えておりますが、これらの課題克服に向け、努力をしていくとともに、基本方針にも触れておりますとおり、今後は小笠原諸島の国家的役割をより一層発揮できますよう、小笠原諸島の振興開発に取り組んでまいり所存でございます。委員の皆様をはじめ、関係各位の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願いいたしまして、私の発言とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

【岡本会長】 ありがとうございました。

それでは、次に、議題のその他でございますが、事務局から連絡事項があるとのことで、ご説明をお願いします。

【山近振興官】 それでは、幾つかご報告します。私は冒頭に、委員全員の方のご出席と申しあげましたけれども、11名のご出席でございます。定足数は満たしております。この点を訂正させていただきます。

それから、今後の基本方針についてでございますが、今日ご審議いただきましたが幾つかご意見をいただいておりますので、また会長と相談をしながら、修正について検討して

いきたいと思ひます。また、法律によりまして、各省と協議をするということになってござひます。こういう手続を経まして、公表していきたいと思ひております。

公表された後でござひますけれども、これに基づきまして、東京都は小笠原村に振興開発計画の案を求めます。そして、東京都としての振興開発計画を策定して、公表ということになります。

次回の審議会についてでござひますが、これについてはまた改めて皆様にご連絡を差し上げたいと思ひております。

以上でござひます。

【岡本会長】 ほかに何かござひますでしょうか。

ござひませんようでしたら、以上で本日の議事を終わりたいと存じます。

最後に、国土交通省都市・地域整備局長の加藤局長からごあいさつをお願いします。

【加藤局長】 都市・地域整備局長の加藤でござひます。本日は委員の先生方、大変お忙しいところをご出席いただきまして、また、貴重なご意見を種々いただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思ひます。

冒頭、私どもの副大臣のほうからご紹介させていただきましたし、各委員の先生方から、また事務局のほうからもご説明させていただきましたけれども、今国会で小笠原諸島振興開発特別措置法が改正されまして、5年間延長が認められました。また、単に延長するだけではなくて、今回の改正では、関係者間の緊密な連携及び確保についても規定を盛り込ませていただいたところでござひます。

今日はこの改正を受けまして、国が策定いたします小笠原諸島振興開発基本方針についてご議論をいただくという場でござひましたけれども、今申し上げましたように、大変多岐にわたるご意見をちょうだいいたしまして、方針の中ではどういふ盛り込み方をするか、今後会長ともいろいろご相談させていただいて、今後この方針をつくりまして、東京都におかれて、今日の小笠原の意見も踏まえながら、振興開発の具体的手法を定めます小笠原諸島振興開発計画をつくっていただくということになってござひますので、それに十分貢献できるような内容の方針として取りまとめを行わせていただきたいと考えておりますので、ぜひ会長をはじめ、各委員の先生方のご指導を引き続きお願いしたいと思ひます。

そういう方針をつくりまして、私どもとしては、それだけではなくて、先ほど申しましたが、計画に移るわけでござひますが、実際その計画が現実のものとして、施策の効果を上げるということが非常に重要だと考えております。方針をつくって、お示しして、都に

計画をつくっていただいて、それで一応スタートがようやく整ったと考えておきまして、その計画案、方針、計画、その内容を実現するために、毎年度の施策で何をやっていくかということがこれからますます重要になってくると考えておりますので、委員の先生方には引き続きご支援、ご指導のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。国土交通省としても、方針、計画を受けて、しっかり頑張っていきたいと思ひますので、あわせて、重ねてよろしくお願ひしたいということで、簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。本日はほんとうにありがとうございました。

【岡本会長】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了します。皆様方におかれまして、ご多用中のところをご出席いただき、また、長時間にわたりご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

— 了 —